

平成30年度第1回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成30年度第1回仁淀川町農業委員会定例総会を平成30年5月28日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 12名

農地利用最適化委員 5名

欠席委員 2名 欠席農地利用最適化委員 2名

(事務局) 4名

3. 議案

議案第1号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号…非農地証明の審議について

議案第3号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書の審議について

議案第4号…下限面積の設定について

その他

開会 午前9時30分

事務局(●●) 平成30年度第1回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は12名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(4番●●委員 5番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第1号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第1号(所有権移転)

[事務局●●説明]

譲渡人は、大阪府八尾市●●の●●さん、●●歳、●● 他6名

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 75 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月24日事務局の●●・●●、譲受人の母、●●さんの4人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号（所有権移転）

[事務局 荒木説明]

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●● 他2名

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 172 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月22日事務局の●●、2人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1315 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月21日事務局の●●・●●、譲受人の妻、●●さんと4人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、愛媛県松山市●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 411 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月21日事務局の●●・●●、譲受人の義母、●●さん4人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●●	●●番	面積 68 m ²
●●字●●	●●番	面積 743 m ²
●●字●●	●●番	面積 107 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月15日事務局の●●、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

（2）取得権利者が町外

○受付第1号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●●	●●番●	面積 144 m ²
●●字●●	●●番●	面積 111 m ²
●●字●●	●●番●	面積 68 m ²
●●字●●	●●番●	面積 68 m ²
●●字●●	●●番●	面積 95 m ²
●●字●●	●●番●	面積 272 m ²
●●字●●	●●番●	面積 17 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

5月22日事務局の●●、譲渡人●●さんと3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、愛媛県松山市●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●●	●●番	面積 316 m ²
●●字●●	●●番	面積 245 m ²
●●字●●	●●番●	面積 128 m ²
●●字●●	●●番●	面積 572 m ²
●●字●●	●●番●	面積 71 m ²
●●字●●	●●番●	面積 51 m ²
●●字●●	●●番●	面積 105 m ²
●●字●●	●●番●	面積 66 m ²
●●字●●	●●番●	面積 166 m ²
●●字●●	●●番	面積 225 m ²
●●字●●	●●番	面積 1213 m ²

●●字●● ●●番 面積 55 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

●●委員が欠席のため、事務局●●が代読。

5月21日農業委員の●●さん、譲渡人さんの妻である●●さんの3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

[●●委員]

土地の所在番地が番地や番など統一されていないが何か理由があるのか。

[事務局 ●●]

正式には農地の場合、番が登記上の地番となる。

[事務局 ●●]

全部事項証明書では地番は、番となっておりますのでこちらで今後は統一いたします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第2号

(非農地証明の審議について)

○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、愛媛県松山市●●の●●さん

土地は全部で5筆あり、所在は

●●字●● ●●番●●	面積	146 m ²
●●字●● ●●番●	面積	14 m ²
●●字●● ●●番●	面積	35 m ²
●●字●● ●●番●	面積	23 m ²
●●字●● ●●番●	面積	52 m ²

合計面積 270 m²

地目は全筆、台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は、平成 20 年頃

転用した理由及び現在の状況は、土地の交換契約を町とで締結し、所有権移転登記などを行ったが、地目変更登記が抜けていた。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 5 月 21 日に事務局●●・●●の 3 名で実施をしました、写真を見て頂きわかるとおり住宅が既に建築済みであり、農地への復旧は困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

議案第 3 号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について)

〔会長〕受付第 1 号から第 5 号まで、申請人は違いますが関係性がありますので一括して事務局より説明を願います。

○受付第 1 号~第 5 号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、

受付第 1 号 香川県善通寺市●●の●●さん

土地の所在は、

仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 183 m²

受付第 2 号 愛媛県新居浜市●●の●●さん

土地の所在は、

仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 183 m²

受付第 3 号 仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、

仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 531 m²

受付第 4 号 仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、

仁淀川町●●字●● ●●番 面積 188 m²

仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 2409 m²

仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 428 m²

受付第 5 号 愛媛県松山市●●の●●さん

土地の所在は、

仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 2046 m²

第 1 号～第 5 号まで

地目は、台帳は畑、現況は放棄地となっております。

変更後の用途は駐車場。

変更理由は、秋葉祭りの駐車場とするため。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を 5 月 8 日に事務局の●●さん、対象地域に住まわれている●●さん、駐車場の整備のとりまとめを行われている●●さんと行いました。

写真を見て頂いたとおり、現地は複数年にわたり耕作されていません。今後も休耕状態が続く見込みだそうです。

また、用途変更後、周辺農地に悪影響をおよぼさないことを確認いたしました。

この件について第 1 号から第 5 号は、全員賛成により除外を承認する。

議案第 4 号

(下限面積の設定について)

[事務局 ●●説明]

(設定理由)

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局通知)が平成 22 年 12 月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要がでてきたため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、また U ターン・I ターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 20 条第 2 項の規定により、平成 22 年 1 月 27 日に下限面積を 30 アールから 10 アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権の移転等容易になるなど効果が出ていますので、引き続き下記の通りの下限面積の設定で問題ないものと思われま

下限面積の設定 10 アール

この下限面積の設定については、全員賛成により可決しました。

その他

〔事務局〕

農地利用状況調査の説明

以上で平成30年度第1回農業委員会を閉会する。

閉会 午前11時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員